

令和 2 年 2 月 1 3 日  
福島県保健福祉部社会福祉課

令和元年度第 2 回福島県災害義援金配分委員会の書面決議結果について

下記議題について書面決議した結果、令和元年台風第 1 9 号等災害福島県義援金の第二次配分の対象と基準等を別紙のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

- ・ 議 題 令和元年台風第 1 9 号等災害福島県義援金（第二次配分）について

(別紙)

令和元年台風第19号等災害福島県義援金（第二次配分）について

福島県災害義援金配分委員会は、令和元年台風第19号等災害に伴う義援金について下記のとおり第二次配分額を決定する。

記

配分地域、対象者については、第一次配分と同様とする。詳細は以下のとおり。

1 義援金第二次配分額及び配分対象者（世帯）について

(1) 死者・行方不明者	1人当たり	32万円
(2) 重傷者	1人当たり	16万円
(3) 全壊（住家）	1世帯当たり	32万円
(4) 半壊（大規模半壊を含む）（住家）	1世帯当たり	16万円
(5) 一部損壊（準半壊）及び床上浸水（住家）	1世帯当たり	8万円
(6) 一部損壊（10%未満）（床下浸水）（住家）	1世帯当たり	4万円

2 義援金額

(1) 現在までに寄せられた義援金額（令和2年1月31日現在）

日本赤十字社	3,107,902千円
共同募金会	218,061千円
県分義援金	892,400千円
受入額計	4,218,363千円

(2) 第一次配分済総額 965,100千円

(3) 配分原資 3,253,263千円 ((1)-(2))

(4) 第二次配分総額（見込） 3,088,320千円

(5) 留保額（見込） 164,943千円 ((3)-(4))

3 市町村への配分時期

2月中旬～下旬	市町村より第二次配分に係る請求手続き
3月上旬～中旬	所要額を各市町村に交付
3月中旬以降	市町村を通して被災者に支給